

## 第5章 広域化・共同化計画

---

### 5-1 広域化・共同化計画の背景と経緯

#### (1) 背景

汚水処理施設の事業運営については、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う使用料収入の低下、職員数の減少による執行体制の脆弱化など、経営環境は厳しさを増しており、より一層の効率的な事業運営が求められている。

#### (2) 国からの計画策定の要請

平成29年6月の閣議決定(経済財政運営と改革の基本方針2017)や同年12月の経済財政諮問会議決定(経済・財政再生計画改革工程表2017改訂版)により、上下水道経営の持続可能性確保のため、令和4年度までにすべての都道府県において広域化・共同化計画を策定することが目標として掲げられ、平成30年1月には、4省(国土交通省、農林水産省、環境省、総務省)通知により、全ての都道府県は令和4年度までに広域化・共同化計画を策定するよう要請を受けた。

広域化・共同化計画の対象施設は、汚水排水処理を担う、下水道、農業集落排水施設、浄化槽、し尿処理施設が位置付けられている。また、検討体制は全ての市町村等の参加のもとで行い、計画を都道府県構想に位置付けることが求められている。

#### (3) 広域化・共同化計画の策定の主体

汚水処理施設の持続的な経営を行うために、下水道、農業集落排水施設、浄化槽、し尿処理施設を所管する県の下水道局、農林部、環境部が市町村等と調整を図り計画策定を進めている。

なお、下水道分野に関しては、下水道法に基づき平成28年11月に設立した「下水道事業推進協議会」において、分科会や勉強会、地域意見交換会を通じて適宜実施した各種アンケートやニーズ調査の結果を踏まえ、広域化・共同化計画のとりまとめを行ってきたところである。

#### (4) 広域化・共同化計画の改定

構想の中間見直し(令和3年3月)に併せて、広域化・共同化計画を構想の一部に位置付けた。今回、令和2年4月に改訂された「広域化・共同化計画策定マニュアル」で求められている、広域化・共同化メニューの実施による中長期的な収支見通しや波及的な効果の整理・検討を行った。併せて、関係機関と調整を行い、広域化・共同化メニューの更新・追加等を行った。

## 5-2 汚水処理施設に関する現状と課題

### (1) 現状と課題

#### ア 県内の汚水処理施設数(令和2年度末)

	下水道施設 (処理場)		農業集落 排水施設		し尿処理 施設	公共浄化槽	
	流域	単独	処理区域	施設	施設	市町村	設置基数
数量	10	18	133	133	36	12	6,167 基

#### イ 汚水処理施設が抱える共通課題

本県の汚水処理施設は、人口減少に伴う使用料収入の低下、職員数の減少による執行体制の脆弱化や既存ストックの大量更新期の到来など、事業運営に係る多くの課題を抱えている。特に、中小の市町村では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスの確保が困難となる恐れがある。

### (2) 汚水処理施設別の課題

#### ア 下水道の経営環境の課題

県内の下水道に従事する技術職員は、過去 10 年間で 15%減少し、災害時や機器故障時などの危機管理対応に不安を抱えている。

また、単独公共下水道の処理場のうち 6 割以上の施設が、建設後 30 年以上経過し、老朽化が着実に進行している。

さらに、下水道使用料に関しては、流域関連公共下水道では 10 年間で平均約 10%の値上げ、単独公共下水道に当たっては平均約 36%の値上げを行っている。今後、人口減少に伴う下水量の減少や施設の本格的な改築更新時期を迎え、収支はさらに悪化し、下水道経営に大きな支障が生じることが懸念される。このように、ヒト・モノ・カネのいずれの面からも、下水道事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

#### イ 農業集落排水施設の経営環境の課題

農業集落排水施設の維持管理費は、利用料金と市町村の一般会計からの繰入金を主な財源としているところであるが、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加、農村人口の減少に伴う利用者の減少等による利用料収入の減少、市町村財政の逼迫など、将来の運営管理に支障が出ることも想定される。

#### ウ し尿処理施設の経営環境の課題

多くの、し尿処理施設では、公共下水道等の整備に伴い、し尿等の処理量は減少傾向にある。

し尿処理施設の中には稼働後 30 年を経過した施設も多くみられることから、効率的な処理を継続するためには計画的な修繕や更新が必要である。

また、近年、多発化・激甚化する自然災害に備え、し尿処理施設の強靱化など、し尿等の処理の継続性の確保に向けた取組が必要である。

## エ 公共浄化槽の課題

一般的に、各家庭や店舗等に設置されている浄化槽に対し、市町村が管理する「公共浄化槽」は、市町村職員が、公共浄化槽の設計・発注、維持管理業務委託、料金徴収等を行うのが基本であり、専門人材やそのノウハウを活用しながら業務を円滑に進めていくことが必要となる。浄化槽の耐用年数は 30 年以上とされていることから、長期にわたる財政負担を軽減するためにも、広域連携による整備及び維持管理を行う事業管理体制の検討が有効となる。

### 5-3 汚水処理施設の広域化・共同化に関する基本的な考え方

本県の汚水処理人口は、686 万人と人口の 92.8%を占めているが、その大半は下水道施設によって処理されている。中でも、県が運営する流域下水道事業は、全国で 2 番目に古い昭和 43 年に着手して以来、市町村の単独公共下水道を接続し、現在では県内下水処理人口の9割以上を処理するに至るなど、既に相当程度の広域化が進んでいる。

そこで、上記各課題の解決策として、施設間の連携などにより取組を進めることとした。具体的には、各市町・組合内の下水道、農業集落排水施設、し尿処理施設及び公共浄化槽の各施設同士又は各施設間の連携により経営改善に寄与する施策の洗い出しを行い、短期・中期的なハード対策として、優先的に取り組むこととする。

また、ソフト施策については、前述の「下水道事業推進協議会」における意見交換を踏まえ、災害対応訓練の連携など県・市町村の効率的な事業運営に資する共同化の取組をまとめるとともに、流域下水道の維持管理を行う(公財)埼玉県下水道公社の市町村支援が有効であるため、これに取り組むこととする。

### 5-4 広域化・共同化計画

前項の考え方に基づく広域化・共同化に関する具体的な施策を表 5-1-1 のとおりまとめたとしたが、以下に主な施策についてその概要を記載する。なお、各施策について、短期は 5 年、中期は 6～10 年、長期は 11～30 年の期間内に実施するものとして区分する。

#### (1) ハード施策

##### ア 汚泥の共同処理(整理番号1～3)

単独公共下水道から発生する下水汚泥を流域下水道水循環センター(下水処理場)で受入れ処理・処分する。これにより、単独公共下水道では下水汚泥の焼却処分等の費用負担を軽減することができ、流域下水道事業では焼却施設の余裕能力を活用することで経営的にもメリットがある汚泥の共同処理を行う。(平成 30 年度から運用開始)

実施中: 東松山市、羽生市、坂戸、鶴ヶ島下水道組合

短期: 秩父市、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

中期: 飯能市、深谷市、日高市、横瀬町、皆野・長瀬下水道組合

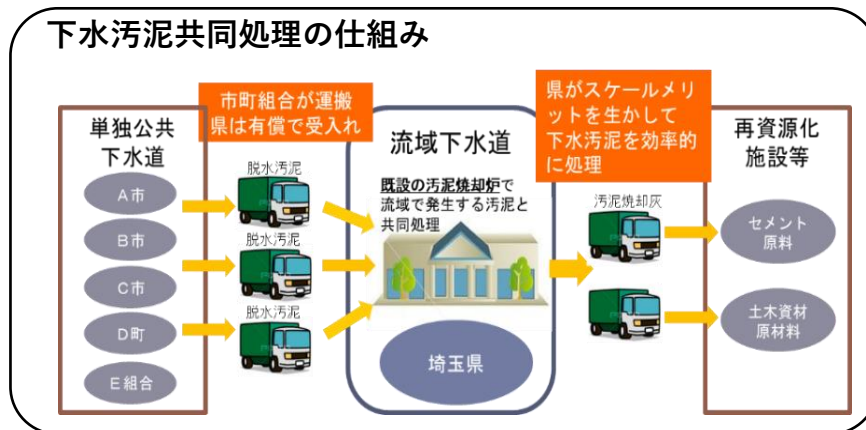


図 5-4-1 下水汚泥共同処理の仕組み(本県のスキーム)

**イ 単独公共下水道(処理場)の統廃合(整理番号4~6)**

下水道処理場の維持・運転管理は市町村にとって経営的に大きな負担となっている。このため、市町村は、老朽化した処理場の改築更新時期に合わせて、処理場の統廃合を検討し、集約化を進める。

- 短期: 深谷市
- 中期: 坂戸、鶴ヶ島下水道組合
- 長期: 東松山市

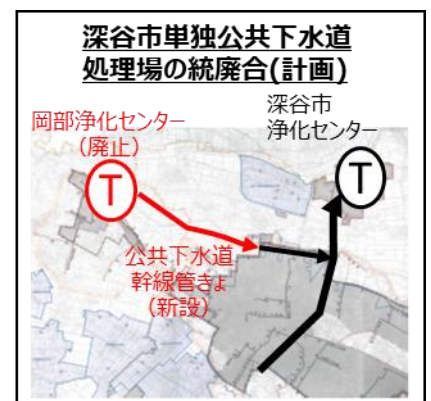


図 5-4-2 処理場の統廃合

**ウ 単独公共下水道(処理場)の流域下水道への編入(整理番号7)**

下水処理場の維持・運転管理は市町村にとって経営的に大きな負担となっている。このため、市町村は、老朽化した処理場の改築更新時期に合わせて、流域下水道への編入を検討し、集約化を進める。

- 中期: さいたま市

**エ 農業集落排水施設の下水道接続(整理番号8~17)**

市町村は、下水道と農業集落排水施設の類似施設を運営している。下水道は農業集落排水施設と比べ規模が大きくスケールメリットが働くことから施設の最適配置を検討し、下水道への接続を進める。

- 短期: 深谷市、久喜市、本庄市、美里町、日高市
- 中期: 吉見町、寄居町、宮代町
- 長期: 熊谷市、鴻巣市、白岡市、小川町

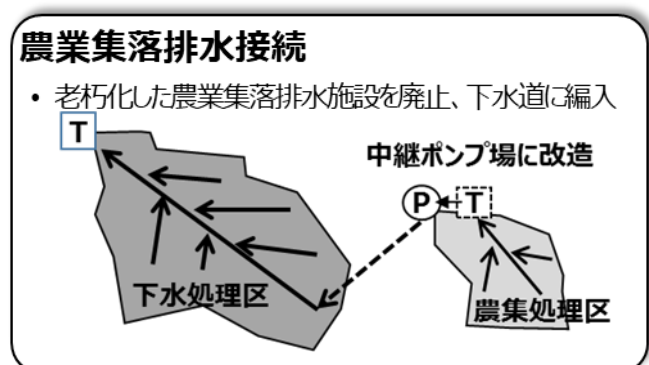


図 5-4-3 農業集落排水施設の公共下水道接続イメージ

### オ し尿処理施設の下水道接続(整理番号 18~20)

し尿処理施設を管理する市町村や環境衛生組合構成市町村は、し尿処理施設の老朽化により多大な修繕・改築費を要することから施設の今後のあり方を模索している。その中で、し尿処理工程の一部を切替えるなどにより、下水道への接続の検討を進める。

長期:熊谷市、東松山市、川島町

### カ 農業集落排水施設同士の統廃合(整理番号 21~22)

老朽化した農業集落排水施設の更新時において、一層の効率的な運営管理を図るため、施設配置の最適化を検討し、統廃合を進める。

短期:小川町

中期:熊谷市

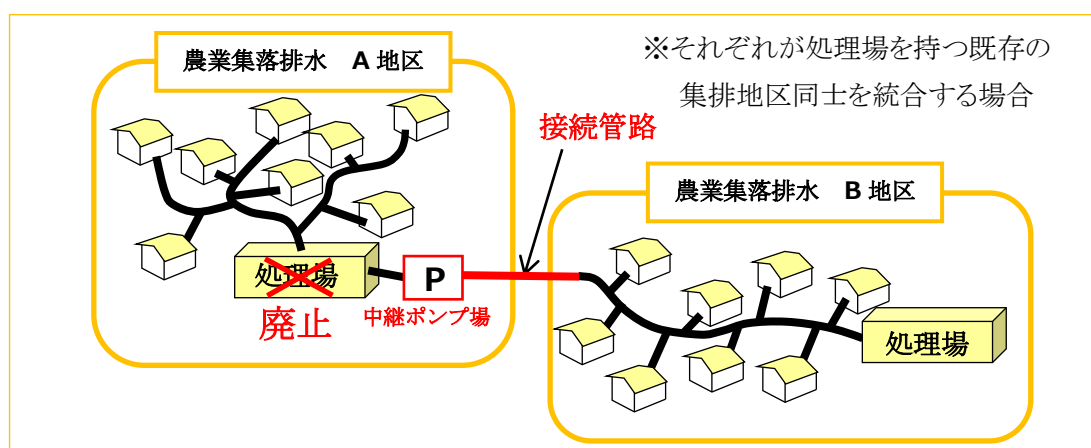


図5-4-4 農業集落排水施設同士の接続イメージ

### キ し尿処理事業の広域化(整理番号 23)

し尿処理を取り巻く様々な状況に対応しつつ、市町村の厳しい財政状況の中、持続的にし尿の適正処理を推進するため、地域の特性を十分踏まえた上で、し尿処理の広域化・集約化を推進し、効果的な施設整備及び効率的な運営を推進していく。

秩父圏域(秩父市、長瀬町、皆野町、横瀬町、小鹿野町)は、し尿処理施設の稼働率が減少し、また施設の老朽化から維持管理費用が増大していることから、令和2年4月に秩父地域し尿処理事業広域化準備室を設置し、し尿処理事業について、広域的な視点に基づき、施設更新や運営管理など具体的な協議検討を進めていくこととしている。

## ク 公共浄化槽事業の実施(整理番号 24)

公共浄化槽は、現在、県内 12 市町村で実施しており、うち、皆野町及び長瀬町は、一部事務組合により事業を実施している。両町では、浄化槽整備がなかなか進まない中、町や住民にメリットの多い公共浄化槽を導入することとし、さらに、一つの町では国庫補助事業の基準達成が難しいことや、生活排水処理事業の窓口を一本化することで住民の利便性がよくなるとの考え方から、公共下水道事業とし尿処理事業を行う一部事務組合で事業を実施することとなったものである。なお、一部事務組合による事業実施は、全国で初めての取組である。(平成 25 年度から運用開始)

## ケ 下水処理場の遠隔監視(整理番号 25)

下水処理場は 365 日 24 時間運転を行っており、常時の運転監視を行わなければならない。県では、新河岸川上流水循環センター(川越市)の電気設備の改築に合わせ、同センターを同流域の新河岸川水循環センター(和光市)から遠隔操作にて運転監視する事業を進め、令和 5 年度から遠隔監視体制に移行する予定である。

今後、県でのこの遠隔監視の運用実績をもって、市町村が運転管理する下水処理場などへの遠隔監視の導入の可能性について検討を行う。

## (2) ソフト施策

### ア 災害発生時に備えた事前の準備、対応能力の向上(整理番号 26～27)

県と民間事業者とで締結している災害協定に市町村を加えて災害時体制を強化した。また、大規模災害に備えて、いつ発生しても迅速に行動できるようBCP(事業継続計画)を策定するとともに、県と市町村による各種訓練を毎年実施し、災害対応能力の向上を推進する。

### イ 災害発生時等に備えた埼玉県と東京都との連携(整理番号 28)

埼玉県または東京都が地震や豪雨等により、下水汚泥の処理ができなくなった場合に、汚泥処理を共同で実施できるよう、予め協定を締結し、都県を越えた広域的な汚泥処理のバックアップ体制を構築した。

### ウ 下水道職員の人材育成(整理番号 29)

市町村は、経験や知識を持つ職員が定期人事異動により転出し、組織内の技術力確保に苦慮している。このため、県は、市町村の職員を対象とした研修会や勉強会を開催し、技術力向上を図る。研修では、県の流域下水道水循環センター(下水処理場)での現場実地研修を通して県の実務を学んだり、グループディスカッションにより他の市町村の取組を共有したり、市町村の職員の技術力向上の支援を行う。

## エ 水質検査・事業場排水指導の連携(整理番号 30)

工場や飲食店等から水質基準を超える排水が下水道に流れ込むことがある。水質異常が判明すると、市町・組合は関係者への情報連絡や、排出先を特定するための調査などを迅速に実施しなければならない。県は市町村の職員が水質異常に速やかに対応できるよう、勉強会の開催や相談などの支援を行う。

## オ 接続率向上・普及啓発の取組み(整理番号 31)

県は市町村の実務者の工夫した取組を紹介する情報共有の場を設けるとともに、県民に向けて市町村が実施する接続促進に係る助成制度などの情報を県ホームページにより情報提供し、接続率の向上を促進する。

## カ 課題解決や情報交換のための地域別勉強会等(整理番号 32)

単独公共下水道では、人口減少や施設の老朽化など経営環境が厳しい状況にある。また、地域ごとに地形や人口密度などの特性があり、地域の課題もある。

県は、近隣の単独公共下水道同士が情報交換する場を設け、地域間連携を促進する。

## キ 下水道施設維持管理業務の共同発注・購入や執行委任(整理番号 33～34)

市町村は、下水道の維持・運転管理に使用する薬品等の消耗品を購入するが、購入量が少ないため購入単価が割高になる。このため、同じ消耗品を購入する市町村同士が連携し共同購入することでコスト縮減が見込まれるので、引き続き検討を行う。

### 5-5 計画の実施による効果について

広域化・共同化の実施による定量的効果の試算結果を以下に示す。定量的効果は、経営戦略等を用いて算定を行った。

表 5-5-1 定量的効果の試算結果

広域化・共同化の取組内容	定量的効果の試算結果
単独公共下水道（処理場）統廃合 （流域下水道との統廃合を含む）	費用の概算縮減率：約 9%
下水道と農業集落排水施設の統廃合	費用の概算縮減率：約 3%
下水道とし尿処理施設の統廃合	費用の概算縮減率：約 8%
農業集落排水施設の統廃合	費用の概算縮減率：約 12%
し尿処理施設の広域化	費用の概算縮減率：約 31%（建設費等）

また、広域化・共同化の実施による下水道事業運営に資する効果として、定量的効果では測れない効果(定性的効果)及び各メニューの検討・実施状況や進捗の確認をするための取組を示した行動指標を記載するとともに、効果や進捗管理のとりまとめを記載した総合評価を以下に示す。

表 5-5-2 定性的効果・行動指標並びに総合評価

評価項目		内容
波及的な効果 (定性的効果)	執行体制面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市町村との交流の活発化による情報・技術の共有、課題の解決ができる。</li> <li>・研修会や勉強会等による職員の技術力向上、技術継承、職員不足の補完ができる。</li> <li>・施設（単独処理場、農業集落排水施設など）の統廃合による技術職員不足の補完ができる。</li> </ul>
	安全面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の下水道復旧及び相互支援の迅速化、災害自治体の負担軽減、対応力の向上が期待できる。</li> <li>・（汚泥共同処理）汚泥処分先を複数確保できる。</li> <li>・（水質検査・事業場排水指導の連携）事故等発生時の迅速な対応及び原因究明ができる。</li> </ul>
	環境面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿処理施設や農業集落排水施設の下水道接続により放流水質の向上が期待できる。</li> <li>・施設統廃合による跡地利用により、別の公共事業や民間への払い下げ等に活用できる。</li> <li>・汚泥共同処理によるエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減ができる。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道 PR による接続促進及び下水道のイメージ向上が期待できる。</li> <li>・維持管理等に係る委託業者の安定的な確保ができる。</li> <li>・他団体との繋がりにより、仕事の進め方を検証でき、業務改善が期待できる。</li> </ul>
行動指標	法定協議会	年 1 回以上
	分科会(勉強会)	年 1 回以上
	個別打合せ	随時
	災害対策実動訓練	年 1 回
総合評価		<p>本県は、流域下水道が県内下水道人口の 9 割以上を占めており、既に相当程度の広域化が進んでいるが、さらなる広域化等で費用削減効果が期待できる。</p> <p>また、各取組内容を実施することで、個別メニューの費用削減効果だけではなく、長期収支見通し等の定量的な効果には反映されない、執行体制の強化や安全面及び環境面の改善など波及的な効果も期待することができる。</p>



#### 5-6 計画の進捗管理について

下水道事業推進協議会や個別打合せなどにより、各メニューの進捗状況や実現に向けた問題点及び新たな取組内容を把握していく。また、円滑に事業が進められるよう、市町村及び庁内各課と調整・協議を行い、事業実現に向けた助言等を行う。計画どおり進まないメニューは、関係市町村と協議を行い、適宜、計画内容の見直し等を行う。毎年度末には、各メニューの進捗状況の総括を行う予定である。

#### 5-7 今後の計画の見直しについて

引き続き、関係市町村及び庁内各課と進捗管理を含めた協議・調整を図りつつ、広域化・共同化メニューの更新や追加、施策による効果検証などの検討を行い、適宜、計画の見直しを行うこととする。

表 5-1-1 生活排水処理施設 広域化・共同化計画(ロードマップ)

種別	整理番号	広域化・共同化の取組内容	関連団体名	関連する施設名等	取組内容に対するスケジュール(年度)																	
					2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	短期(～5年間)				中期(～10年間)		長期的な方針(～30年間)							
									2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2029(R11)	2030(R12)	2049(R31)					
ハード施策	1	下水汚泥の共同処理(単独公共下水道→流域下水道)	埼玉県・東松山市・羽生市・坂戸・鶴ヶ島下水道組合	流域下水道循環センター(荒川・元荒川・新河岸川・中川・古利根川)各単独公共下水道処理場	検討	実施(2018～)																
	2	〃	埼玉県・秩父市・毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	〃	検討・法手続き(地自法、下水道法)・協定締結																	
	3	〃	埼玉県・飯能市・深谷市・日高市・横瀬町・皆野・長瀬下水道組合	〃	検討・法手続き(地自法、下水道法)・協定締結																	
	4	単独公共下水道(処理場)の統合	深谷市	深谷市岡部浄化センター(廃止)深谷市浄化センターへ統合	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																	
	5	〃	坂戸・鶴ヶ島下水道組合	北坂戸水処理センター(廃止)石井水処理センターへ統合	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																	
	6	〃	東松山市	高坂浄化センター(廃止)市野川浄化センターへ統合	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																	
	7	単独公共下水道(処理場)の流域下水道への編入	埼玉県・さいたま市	さいたま市下水処理センター(廃止)荒川左岸南部流域下水道への編入	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																	
	8	下水道と農業集落排水施設の統合(農業集落排水施設→流域関連公共下水道)	埼玉県・深谷市	深谷市農業集落排水 11地区(廃止)深谷市公共下水道荒川上流流域下水道	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																	
	9	〃	埼玉県・久喜市	久喜市農業集落排水 4地区(廃止)久喜市公共下水道古利根川流域下水道	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																	
	10	〃	埼玉県・本庄市	本庄市農業集落排水 2地区(廃止)本庄市公共下水道利根川右岸流域下水道	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																	
	11	〃	埼玉県・美里町	美里町農業集落排水 2地区(廃止)美里町公共下水道利根川右岸流域下水道	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																	
	12	〃	埼玉県・吉見町・小川町・寄居町・宮代町	各市町農業集落排水(廃止)各市町公共下水道各流域下水道	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																	
	13	〃	埼玉県・白岡市	白岡市農業集落排水 2地区(廃止)白岡市公共下水道中川流域下水道	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																	
	14	〃	埼玉県・鴻巣市	鴻巣市農業集落排水 3地区(廃止)鴻巣市公共下水道荒川左岸北部流域下水道	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																	
	15	下水道と農業集落排水施設の統合(農業集落排水施設→単独公共下水道)	深谷市	深谷市農業集落排水 7地区(廃止)深谷市公共下水道	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																	
16	〃	日高市	日高市農業集落排水 1地区(廃止)日高市公共下水道	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																		
17	〃	熊谷市	熊谷市農業集落排水 3地区(廃止)熊谷市公共下水道	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																		
18	下水道とし尿処理施設の統合(し尿処理施設→流域関連公共下水道)	埼玉県・熊谷市	熊谷市し尿処理施設(第一水光園)(廃止)熊谷市公共下水道荒川左岸北部流域下水道	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																		
19	〃	埼玉県・川島町	川島町し尿処理施設(環境センター)(廃止)川島町公共下水道荒川右岸流域下水道	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																		
20	下水道とし尿処理施設の統合(し尿処理施設→単独公共下水道)	東松山市	東松山市し尿処理施設(環境センター)(一部廃止)東松山市公共下水道	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																		
21	農業集落排水施設の統合	熊谷市	熊谷市農業集落排水 6地区(統合)	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																		
22	〃	小川町	小川町農業集落排水 2地区(統合)	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																		
23	し尿処理施設の広域化	秩父市・長瀬町・皆野町・横瀬町・小籠野町	し尿処理施設 3箇所(2箇所廃止)1箇所へ統合	協議・財産処分・法手続き・接続工事等																		
24	公共浄化槽事業の実施	皆野・長瀬下水道組合	公共浄化槽	事業の実施(2013～)																		
25	下水道処理場の遠方監視	埼玉県・(公財)埼玉県下水道公社・県内単独公共下水道実施市町組合	各流域下水道各公共下水道各単独公共下水道	協議・財産処分・法手続き等																		
ソフト施策	26	災害発生時に備えた事前の準備、対応能力の向上(BCP・合同訓練等)	埼玉県・(公財)埼玉県下水道公社・県内公共下水道実施市町組合・市町村	各流域下水道各公共下水道各市町村公共施設等	対応策の検討、管路施設復旧支援協定の一括締結、実動訓練実施、マニュアル等の適宜見直し																	
	27	災害発生時の応援連携(人員・資機材の支援連携)	埼玉県・(公財)埼玉県下水道公社・県内公共下水道実施市町組合・市町村	各流域下水道各公共下水道各市町村公共施設等	「下水道事業における災害時支援に関するルール(全国ルール)」、「下水道事業における災害時支援体制に関する要領(県内ルール)」の活用																	
	28	災害発生時に備えた埼玉県と東京都との連携(下水汚泥の共同実施 県流域下水道⇄都流域下水道)	埼玉県・(公財)埼玉県下水道公社・東京都	埼玉県流域下水道循環センター(新河岸川)東京都流域下水道水再生センター(溝瀬、北多摩一号、北多摩二号、多摩川上流)	協議・調整等																	
	29	下水道職員の人材育成(実地研修、相互派遣等)	埼玉県・(公財)埼玉県下水道公社・県内公共下水道実施市町組合	各流域下水道各公共下水道	二一ス調査・参加団体の調査・実施に向けた検討・下水道公社の技術力の活用・O-G-M-I-D 研修等の実施																	
	30	水質検査・事業場排水指導の連携	埼玉県・(公財)埼玉県下水道公社・県内公共下水道実施市町組合	各流域下水道各公共下水道	勉強会の実施・下水道公社の技術力の活用																	
	31	接続率向上・普及啓発の取り組み(パンフ・イベントなど)	埼玉県・(公財)埼玉県下水道公社・県内公共下水道実施市町組合・市町村	各流域下水道各公共下水道	勉強会の実施・下水道公社の技術力の活用																	
	32	課題解決や情報交換のための地域別勉強会等	埼玉県・(公財)埼玉県下水道公社・県内公共下水道実施市町組合・市町村	各流域下水道各公共下水道各市町村	二一ス調査・テーマ検討・勉強会の実施・下水道公社の技術力の活用																	
	33	下水道施設維持管理業務の共同発注や執行委任(処理場やポンプ場の運転監視・保守点検)	埼玉県・(公財)埼玉県下水道公社・県内公共下水道実施市町組合	各流域下水道各公共下水道	二一ス調査・参加団体の調整・実施に向けた検討・下水道公社の技術力の活用																	
	34	下水道施設維持管理業務に係る共同購入(電力・燃料・薬品等)	埼玉県・(公財)埼玉県下水道公社・県内公共下水道実施市町組合・市町村	各流域下水道各公共下水道	二一ス調査・参加団体の調整・実施に向けた検討																	